

沖医発第1078号F
令和3年12月22日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第12条第1項に基づく届け出の徹底について

今般、日本医師会感染症危機管理対策室から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

本通知は、今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の第12条第1項に規定する発生届がなされないまま、新型コロナウイルス感染症患者が死亡する事例が判明したことを受け、厚生労働省から発生届の届出の徹底、また届出がなされなかった場合の罰則等について示されたものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく届出の徹底について（令和3年12月20日（健Ⅱ458F））

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

(健Ⅱ458F)

令和3年12月20日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第12条第1項に基づく届出の徹底について

新型コロナウイルス感染症に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等が示されているところです。今般、同法第12条第1項に規定する発生届がなされないまま、新型コロナウイルス感染症患者が死亡する事例が判明したことを受け、厚生労働省より発生届の届出の徹底、届出がなされなかった場合の罰則等について別添の通り各都道府県等衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がなされましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年12月17日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づく
届出の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、法第12条第1項に規定する発生届がなされないまま、新型コロナウイルス感染症患者が死亡する事例が判明しました。発生届は、感染拡大防止と適切な医療の提供のため、患者に対するアプローチの起点となる重要なものになりますので、貴職におかれましては、下記について、管内市町村、関係機関等への周知をあらためてお願いいたします。

記

医療機関に対し、発生届は健康観察等の対応の起点となる重要なものであるという意義を周知し、届出通知に基づき、届出を徹底すること。

なお、法第77条第1号において、医師が第12条第1項の規定による届出（発生届）をしなかったときは、50万円以下の罰金に処することとされている。

また、東京都において、別添のとおり、死亡事案を踏まえた改善策をまとめているため、参考にされたい。

以上

本件事案を踏まえた改善策について

1 都内医療機関への周知・徹底について

- 発生届は、その後の健康観察等、患者への対応が行われることの起点となる重要な届出であることから、都内の医療機関に対し、改めて発生届の意義を知らしめるとともに、提出の徹底を通知する。
- 都内の医療機関に対し、保健所からの連絡がない旨の陽性者等からの相談に対して、医療機関が調査・点検を行い、必要があれば保健所へ連絡し、発生届の提出を確認することを周知する。

2 都内保健所への周知・徹底について

- 都内全保健所に対し、医療機関で陽性と診断されている患者などからの相談について、発生届の有無に関わらず、専門職による健康観察等につなげることを徹底することを通知する。また、就業制限通知など、患者様に関する文書の取り扱いについて、改めてその重要性を組織内で共有し、適切な取扱いを徹底する。

3 都保健所における改善策について

(体制の強化)

- 都の保健所では、感染症対策としてこれまでも応援職員や会計年度任用職員等を活用し、体制を強化して対応してきた。都保健所においては、感染再拡大の際には、感染症対策業務に関する応援業務に体制を強化するため、第5波と比べ約100名を増員する(431名→524名)

(情報共有と業務効率化)

- 情報の共有と業務効率化の観点から、デジタルツール(システム導入による患者情報の一元化、電話音声のマイニング導入等)の活用をこれまで以上に進め、都保健所の業務の効率化を図るとともに、他の保健所にも展開していく。
- 電話対応フローについて、発生届提出の有無に関わらず陽性者を健康観察につなげることが出来るよう、最初に相談者が陽性と診断されているか否かを確認することとする見直しを、当該保健所で実施するとともに、他の保健所においても見直しを図る。

(保健所業務の負荷軽減)

- 新型コロナウイルス対応で業務がひっ迫した際であっても、患者が適切な医療に確実にアクセスできるよう、①医療機関による患者の健康観察②自宅療養者フォローアップセンターの体制強化(150名体制→250名体制)③宿泊療養施設に対し希望者が保健所を介さず直接入所申し込みを行う仕組みの構

築などを保健・医療提供体制確保計画に盛り込んでおり、着実に実施していく。

(専門部署による点検・検証)

- 総務局のコンプライアンス担当部門が、福祉保健局の対応や業務の在り方に関する点検を行うため、多摩立川保健所事案徹底点検チームを立ちあげる。チームでは、専門的な立場から所管保健所や本庁各部の対応を徹底的に点検することとしており、点検・検証結果は1月中に結果を取りまとめ、その後公表する。福祉保健局は、このようなことが二度と起こらないよう、総務局の点検・検証結果を踏まえて、改めて再発防止策の策定とその実施を徹底していく。

【参考：当該医療機関における改善策】

- 本件の発生原因を踏まえ、再発防止策として次の取組を実施している。
 - ・ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を利用し、保健所へ発生届を提出する方法に改めた(12月7日開始)。
 - ・ 電子カルテシステムを変更し、検査の実施とその結果、発生届提出の有無について、一覧表を作成できるようにした。
 - ・ HER-SYS 入力と一覧表の突合、救急外来看護師、感染管理担当看護師、医師事務作業補助者の連携によるチェック体制を強化した。